

いじめ防止基本方針

銚田市立銚田北中学校

令和7年4月1日改定

校長 本城 知子

目次

I. いじめ問題に関する基本的な考え.....	2
II. 未然防止.....	3
III. 早期発見.....	5
IV. 早期対応.....	9
V. ネット上のいじめへの対応【茨城県いじめの根絶を目指す条例第18条】	12
VI. いじめ問題に取り組む体制の整備.....	15
VII. いじめがおこった場合の組織的対応の流れ	17
VIII. 教育委員会、警察等の関係機関との連携.....	20
IX. 教職員の研修【茨城県いじめの根絶を目指す条例第17条】	21

I. いじめ問題に関する基本的な考え

「茨城県いじめの根絶を目指す条例」令和2年4月1日施行

令和元年第4回茨城県議会定例会において、議員提案条例として「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が議決され、令和2年4月1日より施行となった。この条例はいじめの根絶を目指して、「いじめをしない、させない、許さない」との認識を県民が共有し、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりに社会総がかりで取り組むため、行政、学校、校長、教職員、保護者、県民などが果たすべき役割を明らかにし、いじめの早期発見・対処に関する対策を総合的かつ効果的に推進していくことが定められている。

本校では、学校長のリーダーシップのもと、県民一体となる社会総がかりでの対策の推進という条例の趣旨を、全職員で共通理解を深め、「いじめを生まない学校風土づくり」を目指し、日々の教育活動に全力を注いでいく考えである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、いじめ問題についての基本的な認識として以下の①～⑥を教職員をもち、解決に向け取り組んでいく。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。【茨城県いじめの根絶を目指す条例第3条】

II. 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え共に笑い、涙し、怒り、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが必要となっている。

② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（QUテストや生活アンケート）等を実態把握の方法として実施する。また、配慮を要する子どもたちの進級、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒は、周りの環境によって大きな影響を受けることから、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 生徒と教職員の信頼

教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 同僚性の高い教職員組織

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の高い同僚性が必要である。教職員同士が、互いに授業参観したり、生徒指導等について、気軽に相談したりできる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進していく。

③ 自尊感情を高める教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」、「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながる。これらの活動を通し、生徒の自己指導能力を育成する。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

様々ななかかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が互いに認め合い、支え合うことができるよう、人権教育の視点を生かした授業づくりや言語環境等を進める。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな役割をもつ。とりわけ、いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。道徳教育推進教師を中心に、適切な教材や資料の選定を学年主任や学級担任と協議して授業を実施する。

③ 保護者や地域への働きかけ

P T A 学年又は学級懇談会、地区懇談会、生徒健全育成連絡協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けることが必要である。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校ＨＰ、学校・学年だより等を活用し働きかけていく。

【茨城県いじめの根絶を目指す条例第 9 条】

【茨城県いじめの根絶を目指す条例第 10 条】

Ⅲ. 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間として認めその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教師の人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守る姿勢をもち指導にあたる。

② 生徒を共感的に理解する

教職員は、集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのために、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや言動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドをもち指導にあたる。

2 いじめ発見のきっかけ

本校におけるいじめ発見は、次のようなきっかけがある。

- ① アンケート調査などからの発見
- ② 学級担任が発見
- ③ 本人からの訴え
- ④ 他の児童生徒からの情報
- ⑤ 担任以外の教職員が発見
- ⑥ 本人の保護者からの訴え

毎月行われる生徒への生活アンケート調査により発見する例が多い。アンケート以外では、学級担任の発見や本人や保護者の訴えなどが多く、教職員のいじめに対する認識が重要なことが分かる。茨城県教育委員会の資料「いじめ発見チェックリスト」（巻末資料参照）を有効に活用し、早期発見できるよう研修を進める。

3 いじめの形態

いじめの形態について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。また、いじめの疑いがある事例に対しても、生徒一人一人の人権を守る立場から指導を行う。

	分類
ア	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
イ	仲間はずれ、集団による無視
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
オ	金品をたかられる
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような様態
部活動の練習のふりをして行われる形態がある。《カモフラージュ》

- いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、

- ① 親に心配をかけたくない
- ② いじめられる自分はダメな人間だ
- ③ 訴えても大人は信用できない
- ④ 訴えたらその仕返し怖い

などといった心理が働く。

- ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

5 早期発見の手立て

- **日々の観察** ～生徒のいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の部活動の開始前などの時に、生徒の様子に目を配る必要がある。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示も効果がある。

- **観察の視点** ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発見しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、人間関係修復にあたることが必要である。

- **日記の視点** ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できることがある。気になる内容に関して、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応することが大切である。

- **教育相談（学校カウンセリング）** ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、学期ごとに教育相談期間を設けている。

複数担任制の利点を踏まえ、生徒の面談も複数で行うことや、話しやすい先生と面談できるようにしている。

- **いじめ実態調査アンケート** ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

本校では、生活アンケートを一人一台端末を活用して毎月実施している。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、質問項目を検討したり、PCを持ち帰り自宅で実施したりする等、状況に応じて配慮をすることが必要である。

またアンケートは発見の手立ての一つであるという認識も必要である。その後の面談等においても配慮必要である。面談については、生徒の希望を聞き、相談しやすい教職員であれば、だれでも相談できる仕組みにするなど、生徒が相談しやすい環境をつくることも大切である。

- **オンライン相談窓口の設置** ～いつでも相談できる環境の整備～

オンライン相談窓口として、ロイロノートに相談できる窓口を設置している。長期休業日は、特に生徒の様子が見えにくいことから、生徒が不安になった時にいつでも相談できる場は重要である。休日や夜間でも相談できるように、茨城県の相談窓口も周知し活用できるような環境を整えるようにする。

6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければならない。その対応いかんによっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が得られなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

● 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室（相談室）やカウンセリング室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

● 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

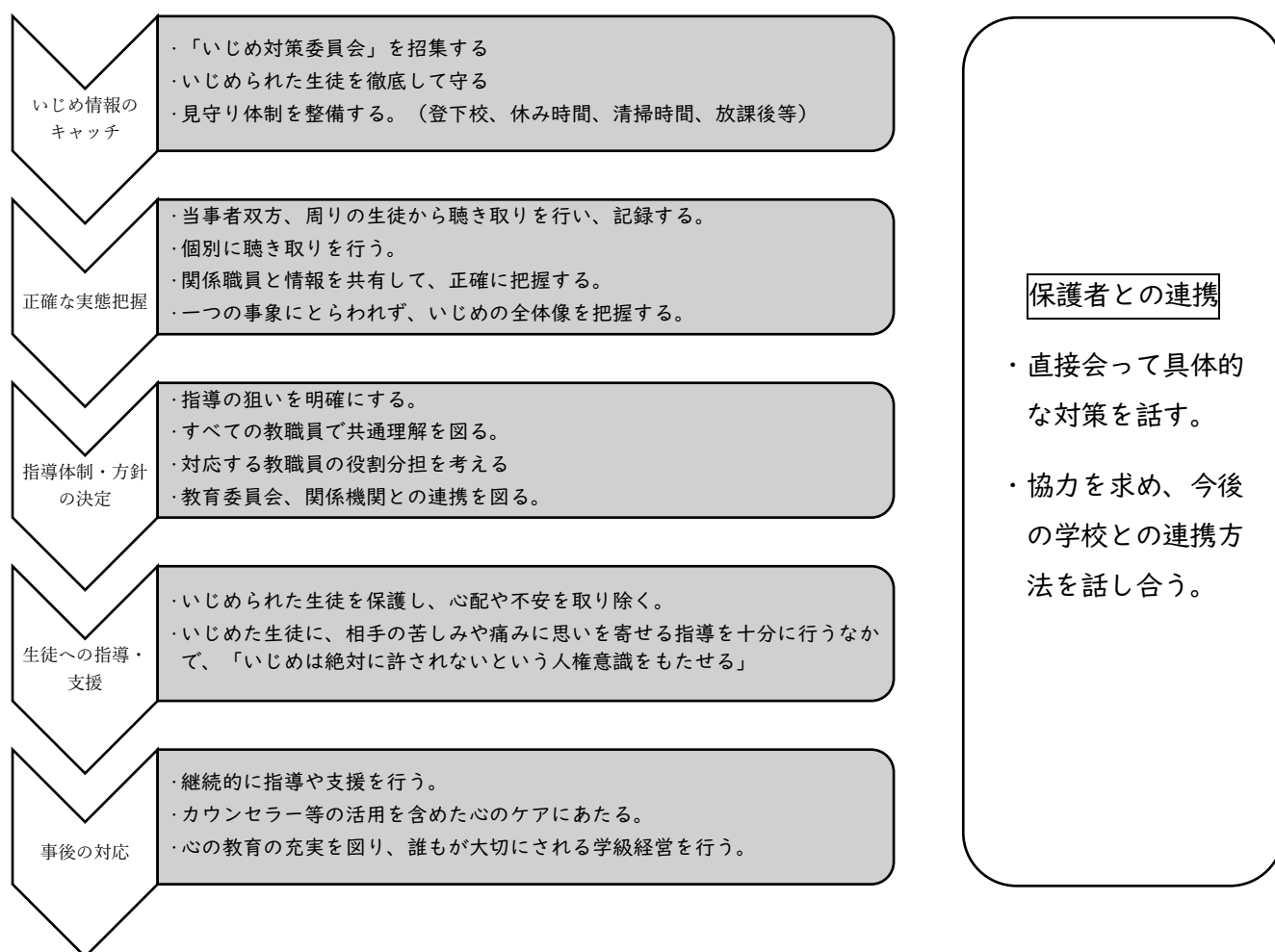
- 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスとして捉え、日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや育て方について、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

● いじめ対応の基本的流れ



1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめられている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・生徒指導主事・教頭)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、いじめ対策委員会の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【把握すべき情報例】*生徒の個人情報の取り扱いには、十分に注意する。

- ◆ 誰が誰をいついじめているのか？(加害者と被害者の確認)
- ◆ いつ、どこで起こったのか？(時間と場所の確認)
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？(内容)
- ◆ いじめのきっかけは何か？(背景と要因)
- ◆ いつ頃から、どれくらい続いているのか？(期間)

2 いじめが起きた時の対応

① いじめられた生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

② いじめられた生徒の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

*以下のような教職員からの発言は、保護者から不信感をもたれる。

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

③ いじめた生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

④ いじめた生徒の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

＊平素から連携がない場合、以下のような発言が保護者からなされる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめられる理由があるのだろう。・学校がきちんと指導していれば・・・・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。 |
|--|

⑤ 周りの生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

⑥ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V. ネット上のいじめへの対応【茨城県いじめの根絶を目指す条例第18条】

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うことが重要である。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

「ネット上のいじめ」には、以下のような特徴があることを理解し、早期発見・早期対応に向けた取組が行われる必要がある。

- ◆ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ◆ 保護者や教職員などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ◆ 第三者から見えにくく、匿名性が高いため、軽率な行動に走りやすい。
- ◆ ネット上に掲載された個人情報や画像は、拡散や加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として利用されやすい。
- ◆ 一度ネット上で拡散してしまった個人情報や画像、動画等を消去することは極めて困難である。
- ◆ ネット上のいじめは、刑事上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象となり得る。
- ◆ 一つの行為がいじめの被害に留まらず、学校、家庭および地域社会に多大な影響を与える可能性もある。

2 未然防止のために

未然防止のためには、学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが大切である。

① 保護者会等で伝えたいこと

1. 未然防止の観点から

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話やスマートフォン等を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

2. 早期発見の観点から

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること● 匿名でも書き込みをした人は、特定できること● 違法情報や有害情報が含まれていること● 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること● 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと |
|---|

3 早期対応について

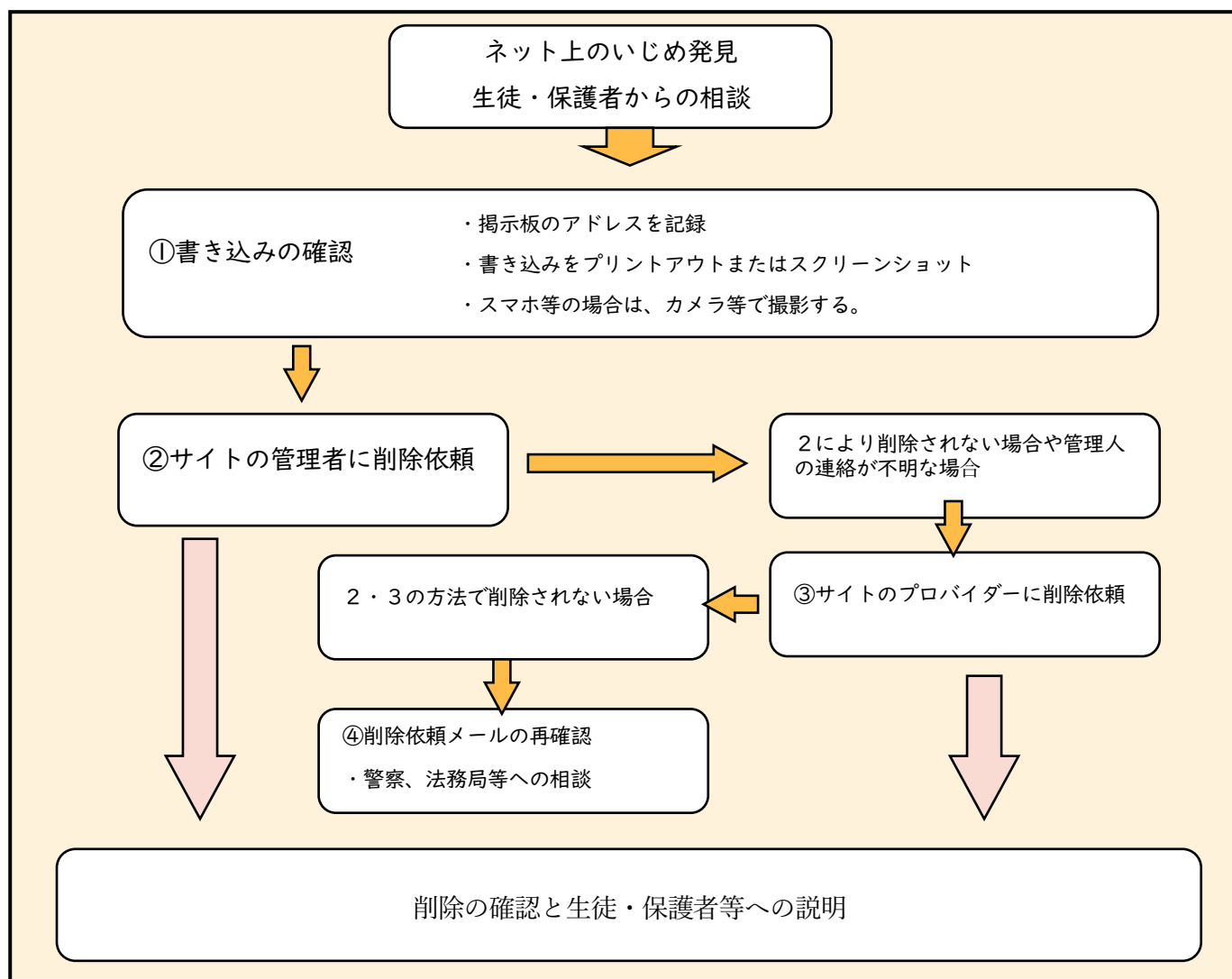
関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。
※学校非公式サイト上の削除も同様

【書き込み等の削除の手順】



VI. いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を教職員全体が共有し、学校全体で組織的に取り組む必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない学校風土を醸成するための「予防的」、「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の現状や地域の実態に応じた取組を展開することが大切となる。

1 いじめ対策委員会の設置について

- 定例のいじめ対策委員会は、月3回開催する。（学校運営会議の時に開催する。）
- 構成員…校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー（但し、実態等に応じて柔軟に対応する。）
- いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて役割分担を編成し対応する。
- いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

2 年間を通したいじめ防止・年間指導計画について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。
- いじめ問題の未然防止のために、人権教育の視点を生かした授業づくりや人権に関する個別の課題を取り扱った道德教育や学級活動等に取り組むことが大切である。

【年間指導計画】

	4 月	5 月	6 月	7 月
職員会議等	○いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等 ○職員会議 ・報告・周知 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会・実 態の告 ・対応の確認 ○職員議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会
未然防止	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○道徳の授業 ○ＳＯＳの出し方研修	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○生教育講演会 ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○人権フォーラム ○道徳の授業
早期発見	実態把握 ○アンケート調査	○アンケート調査	○アンケート調査 ○教育相談	○アンケート調査 ○保護者との面談

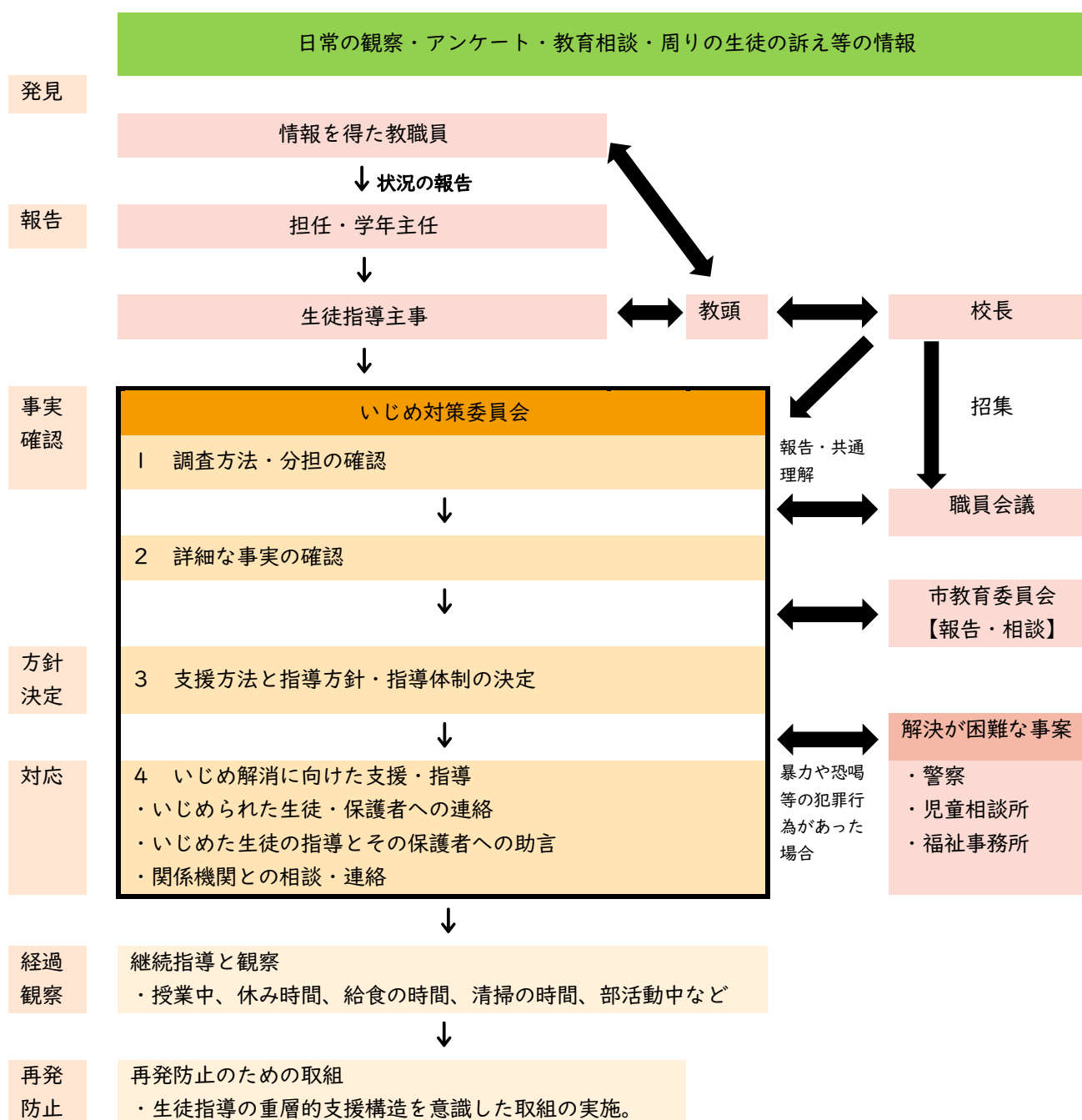
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
職員会議等	○いじめ防止対 策研修会 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会
未然防止		○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○道徳の授業 ○3年修学旅行 ○1、2年校外学習	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○ケータイ・ネット講習会 ○学級活動(人権) ○秋穂祭の活用	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○道徳の授業
早期発見	○家庭訪問 （気になる生徒）	実態把握 ○アンケート調査	○アンケート調査	○アンケート調査 ○保護者との面談 ○教育相談	○アンケート調査

	1 月	2 月	3 月
職員会議等	○いじめ対策委員会 ・実態の報告・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・次年度に向けた改 善策の検討 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会
未然防止	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○人権フォーラム ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE（学年・学級） ○学級活動(人権) ○道徳の授業
早期発見	○アンケート調査	○アンケート調査 ○教育相談	○アンケート調査

VII. いじめがおこった場合の組織的対応の流れ

1 学校全体の取組

いじめを発見した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



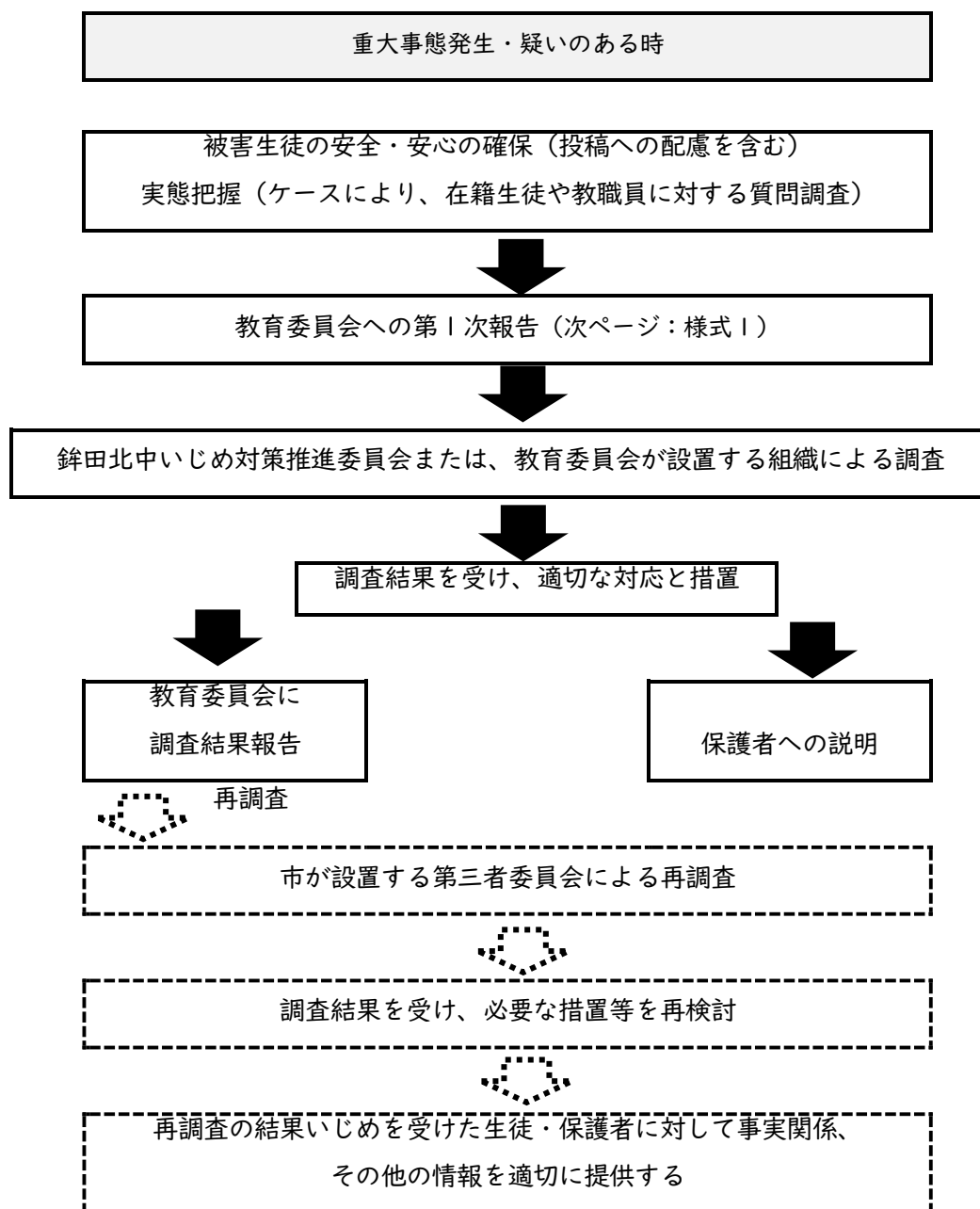
2 重大事態への対応

重大事態の意味（いじめ防止推進法より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第二十八条】

いじめ防止推進法に基づく、重大事態発生・疑いのある時の対応図



【様式1】

令和〇〇年〇月〇日

銚田市教育委員会教育長 殿

銚田市立銚田北中学校長 〇〇 〇〇 印

いじめの重大事態(疑い含む)発生報告書

1 重大事態(疑い含む)と認めた事由 (いじめ防止対策推進法による) ※28条第1項第1号(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い) ※28条第1項第2号(相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い) ※児童生徒・保護者から申し立てがあったとき	☐ 第28条第1項第1号 ☐ 第28条第1項第2号 ☐ 認めた事由 ・
2 いじめを受けたとされる児童生徒	第〇学年〇組 〇〇(歳) 氏名 〇〇〇〇〇 (性別) 〇 ※複数の場合は追記
3 いじめを行ったとされる児童生徒	第〇学年〇組 〇〇(歳) 氏名 (性別) ※複数の場合は追記
4 いじめが行われたと疑われる時期	R〇. 〇. 〇〇~R〇. 〇. 〇〇
5 学校が本事案を認知した日	R〇. 〇. 〇〇
6 事案の内容	☐ 発見のきっかけ ☐ いじめの態様等 ☐ 現在の状況 【いじめを受けたとされる児童生徒】 【いじめを行ったとされる児童生徒】
7 学校の指導経過等	
8 いじめを受けたとされる児童生徒 ・保護者の意向	

※市町村教育委員会記入欄

受付日(担当課:職氏名)	令和 年 月 日(担当課:職氏名)
調査の主体	☐ 学校の設置者 ☐ 学校

VIII. 教育委員会、警察等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事、学年主任を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指していく。

2 出席停止・転学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、学校長が出席停止を検討する必要がある。出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に鉾田警察署に相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

＜生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合＞

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

IX. 教職員の研修【茨城県いじめの根絶を目指す条例第 17 条】

マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内での OJT が円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

<カウンセリング・マインド研修>

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

<OJT (On-the-Job Training) >

先輩教師が後輩教師に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な技量を育成する活動である。

<SOS の出し方研修>

「SOS の出し方に関する教育」とは、「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育である。これらを、教員研修の中で計画的に取り組む。